

# 要申請 医療福祉費支給制度(マル福制度) はぐくみ医療費支給制度



● **医療福祉費支給制度(マル福制度)**  
 妊産婦、小児、ひとり親家庭、重度心身障がい者のみなさんが対象です。所得制限がありますので、詳しくはWebをご覧ください。



● **はぐくみ医療費支給制度 ※市独自制度**  
 マル福制度の対象年齢や所得制限により助成を受けられない妊産婦やお子さん、マル福妊産婦対象疾病以外の医療費を助成します。

※申請が遅れたときには申請月の初日より該当となります。  
 ※交通事故などの第三者行為や学校でのけがについては、基本的に対象外です。

種別	対象	対象期間	助成内容	更新
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦 <b>【マル福制度】</b> 産科・婦人科医などで受診するときのみ有効 <b>【はぐくみ医療支給制度】</b> ① 所得制限によりマル福制度の対象とならない人 ② 産科・婦人科以外の医療機関での受診分	母子健康手帳交付月の初日～出産月の翌月末	<b>保険診療分の医療費で、自己負担金を超える医療費の一部を助成します。</b> (重度心身障がい者などの自己負担金は無し)	不要
小児	0歳～高校3年生学年末までの子 <b>【マル福制度】</b> 中学・高校生は入院診療のみ有効 <b>【はぐくみ医療支給制度】</b> ① 所得制限によりマル福制度の対象とならない子 ② 中学・高校生は外来診療分	出生日～18歳になった年の3月31日	<b>【自己負担金について】</b> ● 外来自己負担金 …… 1 医療機関につき <b>600円/日</b> (600円未満はその額) 月2回まで ● 入院自己負担金 …… 1 医療機関につき <b>300円/日</b> 月3,000円限度 ● 調剤薬局 …… 無し	誕生月の下旬
ひとり親	<b>【マル福制度】</b> ひとり親家庭の親と18歳未満の子※1 (受給には条件あり)	申請日～子が18歳になった年の3月31日※2	<b>【助成方法】</b> ● 県内の医療機関 …… 医療機関で受給者証を提示 ● 県外の医療機関 …… 医療機関で支払いを済ませ、翌月以降に領収書を持参のうえ市役所での申請が必要です。	6月下旬
重度心身障がい者など	<b>【マル福制度】</b> ① 身体障害者手帳1・2級 (内部障がいはいは3級まで) ② 療育手帳のA・A判定 又は B判定かつ身体障害者手帳3級該当者 ③ 障害年金1級 ④ 特別児童扶養手当1級 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級 ⑥ 精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級又は4級 ⑦ 精神障害者保健福祉手帳2級かつ知能指数50以下 ⑧ 身体障害者手帳4級かつ知能指数50以下 ※65歳以上75歳未満の人は上記条件のいずれかに該当し、かつ後期高齢者医療制度に加入した人	手帳交付月の初日～		6月下旬

※1 配偶者が重度心身障がい者などに該当し、一定期間を経過すると、その家族(18歳未満の子がいる場合)は婚姻中でもひとり親に準じるものとして認定されます。

※2 子が重度心身障がい者などに該当していたり、定時制高校などに在学中であったりする場合、申請により20歳まで期間が延長される場合があります。

【申】 【問】 医療保険課(本庁1階) ☎24-2103

## 7月中旬 発送開始 国民健康保険の 資格確認書などを送付します



### 国民健康保険の資格確認書 国民健康保険の資格情報のお知らせ

マイナ保険証の利用登録をしていない人に交付されます。  
 マイナ保険証の利用登録をしている人に交付されます。



70歳未満の被保険者と、すでに窓口で有効期限を記載していないお知らせを交付されている人は更新はありません。

**下記の場合は手続きが必要です**

- **社会保険などに加入したとき**  
 国保喪失手続きが必要です。  
 持参品：国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせなど、加入した健康保険証
- **世帯主、住所が変更になるとき**  
 記載内容変更手続きが必要です。  
 持参品：世帯全員の国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせなど
- **就学や施設入所のため住民票が筑西市にないとき**  
 記載内容変更手続きが必要です。  
 持参品：在学、入所証明書など

**【有効期限】令和8年7月31日**  
 ※次の人は有効期限が異なります  
 ・誕生日で70歳になる人……誕生月の月末(1日生まれの人は前月末)  
 ・誕生日で75歳になる人……誕生日前日  
 ・外国人……在留期間の満了の日

各種届出などには、窓口に来る人の身分証明書、世帯主と手続き対象者のマイナンバーが必要です。届出の内容によって持参品が異なりますので、詳しくは問い合わせてください。

**【問】** 医療保険課(本庁1階) ☎24-2103

### 後期高齢者医療の資格確認書



マイナ保険証の利用登録状況に関わらず、令和7年7月中にすべての被保険者に令和7年8月1日から使用する資格確認書を送付します。

● **資格確認書の暫定運用(継続)について**  
 資格確認書の暫定運用として、令和6年12月2日以降に新たに後期高齢者医療制度に加入された人や、転居や再交付を申請された人へマイナ保険証の利用登録状況に関わらず、資格確認書を発行しています。  
 ※この暫定運用は、令和7年7月31日までの予定でしたが、令和8年7月31日まで継続することが決まりました。

【問】 医療保険課(本庁1階) ☎24-2103